

川崎市交通局プロポーザル方式（業務委託）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 交通局が委託する業務（以下「委託業務」という。）において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者（以下「受託適格者」という。）の特定を行う場合の事務取扱については、川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）及び川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第16号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）プロポーザル方式

一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、技術提案等に関する提案書（第1号様式。以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の受託適格者を特定する方式をいう。

（2）公募型プロポーザル方式

プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式をいう。

（3）指名型プロポーザル方式

プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

（対象）

第3条 委託業務を発注しようとする課長（担当課長を含む。以下「所管課長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
 - (2) 所管において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務
 - (3) その他プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことが適当であると認められる業務
- 2 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として、公募型プロポーザル方式で実施するものとし、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適さない場合や、提案者が限定され広く一般に提案を求める必要がないと認められる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。

(審査委員会)

第4条 交通局長（以下「局長」という。）は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会の構成は別表1のとおりとする。
- 3 審査委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。
 - (1) 受託適格者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否
 - (2) プロポーザル方式の実施方法
 - (3) 実施要領
 - (4) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託者の特定に必要な事項の設定
 - (5) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
 - (6) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選定
 - (7) その他必要と認める事項
- 4 所管課長等は、プロポーザル方式により受託適格者を特定しようとするときは、プロポーザル方式付議依頼書（別紙）を経理課長宛

て提出するものとする。

5 審査委員会の庶務は、経理課において処理するものとする。

(評価委員会)

第5条 所管課長等は、前条の規定に基づきプロポーザル方式による受託適格者の特定を行うことの承認を受けた場合、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 評価委員会の構成は別表2のとおりとする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会は、提案の採否の審査及び評価を行う。

なお、必要に応じて、関係職員の意見を聴くことができる。

6 所管課長等は、事業の目的、内容、性質等を考慮し、評価基準や提案の評価について、専門的な知見が必要と見込まれる場合は、学識経験者等からの意見を聴取するよう努めなければならない。

7 前項の意見聴取が、学識経験者等による合議体の審議により行われる場合は、地方公営企業法第14条に基づく附属機関としなければならない。

8 評価委員会の事務局は、委託業務を発注しようとする課に置くものとする。

(提案資格)

第6条 所管課長等は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに、次の各号に定める事項を当該委託業務に係る提案資格として定めるものとする。

(1) 川崎市交通局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応するとして定めた委託業務の業種・種目で登録されている者。

(4) その他実績等必要と認める事項。

(実施の公表)

第7条 所管課長等は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約ごとに、次の各号に定める事項をホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

(1) 委託業務の名称、内容及び履行期限

(2) 提案資格

(3) 提案内容の評価基準

(4) 担当課

(5) プロポーザル参加意向申出書（第2号様式。以下「参加意向申出書」という。）の提出期限、場所及び方法

(6) 提案資格確認結果通知書（第3号様式）の交付期間、場所及び方法

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

(9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手することができる窓口

(11) 評価が同点となった場合の措置

(12) その他必要と認める事項

ア 業務規模概算額

イ 見積書提出の有無

ウ 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

エ その他

2 前項の規定に基づきホームページに公表するとき、所管課長等は、CMSの特殊テンプレートを用いて行うこととする。

(参加意向申出)

第8条 公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、参加意向申出書及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第9条 所管課長等は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「参加意向申出者」という。）について、第6条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者（以下「提案資格者」という。）であるかを確認するものとする。

2 前項の確認において、第6条第1項第3号に定めた資格について、参加意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目に登録申請中である場合には、受託適格者を特定する期日までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとすることができる。

3 所管課長等は、参加意向申出者が提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案資格者としてはならない。

（提案資格確認の通知）

第10条 所管課長等は、参加意向申出者に対し、当該公表において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

（要請者の選定）

第11条 所管課長等は、指名型プロポーザル方式を行おうとするときは、提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選

定について審査委員会による承認を得なければならない。

(指名の通知)

第12条 所管課長等は、前条に規定する要請者を決定した場合は、速やかに決定された要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(提案書の提出要請)

第13条 所管課長等は、第10条第1項及び第12条の規定による通知をもって、提案資格を満たす者である旨確認した者及び要請者に対し、提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定により提案書の提出要請を受けた提案者は、提案書の提出を辞退する場合には、その旨を書面により、提案書の提出期日までに提出するものとする。

3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、当該委託業務の性格上、第1項の規定により提案書の提出要請を受けた提案者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、一同に会さない形で、個別に説明を行うことができる。

(受託適格者の特定)

第14条 評価委員会は、前条の規定により提案者から提出された提案書の審査及び評価を行い、受託適格者を特定するものとする。

2 提案書の審査及び評価について、書面によるほかヒアリングを実施することができる。

3 前項の特定に当たっては、第4条第3項第4号によりあらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。

4 受託適格者に対して、当該委託業務に係る契約締結の交渉を行うものとする。予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第15条 提案者が、契約締結をするまでの間において次のいずれか

に該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

(1) 第6条に規定する要件に該当しないこととなったとき（第9条第2項の規定に基づき提案資格を満たしているものとした者が、受託候補者を特定する期日までに同項に定める条件を満たしていないときを含む。）。

(2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、所管課長等は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して提案資格喪失通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（所管課長等への通知等）

第16条 評価委員会は、第14条の規定により受託適格者を特定したときは、評価結果等を付して受託適格者を所管課長等に通知するものとする。

2 所管課長等は、提案者に対し、評価結果を結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 受託適格者として特定されなかった提案者は、特定されなかった理由について書面による説明を求めることができるものとする。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第17条 提案者が多数あり、受託適格者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

（特定結果の公表）

第18条 プロポーザル方式による受託適格者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に関し必要な事項は、交通局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(ガイドラインの廃止)

川崎市交通局プロポーザル方式(業務委託)実施ガイドライン(平成19年12月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

名 称	委 員 長	委 員	所掌事務
第 1 審査委員会	局 長	企画管理部長 自動車部長 庶務課長 経理課長 所管課長等	設計（概算）金額 50,000,000 円を超 える案件に係る審 査
第 2 審査委員会	企画管理部長	自動車部長 庶務課長 経理課長 所管課長等	設計（概算）金額 50,000,000 円以下 の案件に係る審査

別表 2 (第 5 条関係)

名 称	委 員 長	委 員	所掌事務
第 1 評価委員会	所管部長	庶務課長 経理課長 所管課長等 ※関係課長（営業所長含む） ※所管課係長（担当係長含む） ※所管課担当職員 ※その他委員長が認めるもの	第 1 審査委員会案 件に係る評価
第 2 評価委員会	庶務課長	経理課長 所管課長 ※所管課担当課長 ※関係課長（営業所長含む） ※所管課係長（担当係長含む） ※所管課担当職員 ※その他委員長が認めるもの	第 2 審査委員会案 件に係る評価

※案件により出席する。

第1号様式

提 案 書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

業者コード ()
所在地
商号及び名称
代表者職氏名 印

次の件について、提案書を提出します。

- 1 件 名 :
- 2 履行場所 :

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第2号様式

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市交通局長

業者コード ()
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件 名 :
- 2 履行場所 :

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第3号様式

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号及び名称
代表者職氏名

様

川崎市交通局長

年 月 日付で公告（公表）された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

- 1 件 名：
- 2 履行場所：
- 3 提案資格の有無：
 - (1) 有の場合、資格を有することを認めます。
 - (2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。
理由：

担当課
電話
FAX
E-mail

第4号様式

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

川崎市交通局長

次の件について、プロポーザルを行いますので、参加を指名します。

- 1 委託業務の名称、内容及び履行期限
- 2 提案内容の評価基準
- 3 担当課
- 4 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
- 5 提案書の提出期限、場所及び方法
- 6 要請手続において使用する言語及び通貨
- 7 契約書作成の要否
- 8 関連情報を入手することができる窓口
- 9 評価が同点となった場合の措置
- 10 その他必要と認める事項（必要に応じて加除修正）
 - ア 業務規模概算額
 - イ 見積書提出の有無
 - ウ 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無
 - エ その他

担当課
電話
FAX
E-mail

第5号様式

提案資格喪失通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

川崎市交通局長

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

- 1 件名：
- 2 参加資格喪失の理由

担当課
電話
FAX
E-mail

第6号様式

結 果 通 知 書

年 月 日

商号及び名称

代表者職氏名

様

川崎市交通局長

貴社から提出がありました次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件 名 :

2 結 果

(1) 受託適格者として特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡いたします。

(2) 次により、受託適格者として特定しませんでした。

理由 :

担当課

電話

FAX

E-mail

プロポーザル方式付議依頼書

第 号
年 月 日

(宛先) 経理課長

長

次の委託契約について、プロポーザル方式により受託適格者を特定したいので、
審議を依頼します。

件名	
業務内容	
業種・種目	
履行場所	
予算額	
契約期間	
実施方法	1 公募型プロポーザル方式 2 指名型プロポーザル方式
担当者	